

議案第82号

勝山市水道事業給水条例の一部改正について

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

北郷地区簡易水道及び北六呂師地区飲料水供給施設を勝山市水道事業に統合するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

勝山市水道事業給水条例(平成 10 年勝山市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
(負担金) 第 30 条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額を申込みの際、これを徴収する。		(負担金) 第 30 条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額を申込みの際、これを徴収する。	
区域名	負担金の額	区域名	負担金の額
元町、昭和町(一部の区域を除く。)、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、若猪野、高島、西高島、毛屋(毛屋町を除く。)、滝波町、郡町、長山町(一部の区域を除く。)、千代田	70,000 円	元町、昭和町(一部の区域を除く。)、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、若猪野、高島、西高島、毛屋(毛屋町を除く。)、滝波町、郡町、長山町(一部の区域を除く。)、千代田	70,000 円
昭和町の一部、旭毛屋町、毛屋町、猪野、片瀬、片瀬町、平泉寺の一部、岡横江、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、長山町の一部、新保、松ヶ崎	115,000	昭和町の一部、旭毛屋町、毛屋町、猪野、片瀬、片瀬町、平泉寺の一部、岡横江、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、長山町の一部、新保、松ヶ崎	115,000

	円
猪野口	20 0,0 00 円
郡原、芳野原、平泉寺（一部の区域を除く。）、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、平泉寺町上野、竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷の一部、牛ヶ谷、北野津又、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、荒土町新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、嶗崎、大袋、遅羽町新道、北山、蓬生、中島、比島、保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	21 0,0 00 円
栃神谷、下荒井、木根橋、大矢谷、谷、河合の一部	30 0,0 00 円

2・3 (略)

別表(第2条関係)

給水区域

地区	区域
勝山	元町、昭和町、旭町、旭毛屋町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、郡原、芳野原
猪	猪野口、若猪野、高島、西高島、毛屋、猪野、片瀬、片瀬町

	円
猪野口	20 0,0 00 円
郡原、芳野原、平泉寺（一部の区域を除く。）、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、平泉寺町上野、竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷の一部、牛ヶ谷、北野津又、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、荒土町新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、 <u>東野、北郷町上野、伊知地、坂東島</u> 、嶗崎、大袋、遅羽町新道、北山、蓬生、中島、比島、保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	21 0,0 00 円
栃神谷、下荒井、木根橋、 <u>北六呂師</u> 、大矢谷、谷、河合の一部	30 0,0 00 円

2・3 (略)

別表(第2条関係)

給水区域

地区	区域
勝山	元町、昭和町、旭町、旭毛屋町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、郡原、芳野原
猪	猪野口、若猪野、高島、西高島、毛屋、猪野、片瀬、片瀬町

野瀬	
平泉寺	平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、 経塚、上野、大矢谷
村岡	滝波町、郡町、五本寺、黒原、栃神谷、寺尾、浄土寺、長山 町
野向	竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又
荒土	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、 西ヶ原、新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金 島、新保、松ヶ崎
北郷	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川
遅羽	下荒井、崎崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比 島
鹿谷	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽 口、杉俣、志田、発坂、保田出村
北谷	木根橋、谷、河合の一部

野瀬	
平泉寺	平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、 経塚、上野、大矢谷
村岡	滝波町、郡町、五本寺、黒原、栃神谷、寺尾、浄土寺、長山 町
野向	竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又
荒土	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、 西ヶ原、新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金 島、新保、松ヶ崎
北郷	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、 <u>東野、 伊知地、坂東島、上野</u>
遅羽	下荒井、崎崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比 島
鹿谷	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽 口、杉俣、志田、発坂、保田出村
北谷	木根橋、 <u>北六呂師</u> 、谷、河合の一部

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

(北郷地区簡易水道の上水道統合にかかる負担金)

2 この条例による改正後の条例第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日現在において勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年勝山市条例第 号）による改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例（昭和 33 年

勝山市条例第 3 号) に規定する北郷地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成 29 年 3 月 31 日までに勝山市水道事業給水条例第 5 条第 1 項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、147,000 円を負担金として納入させることができる。